

鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱（平成27年鹿屋市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号を次のように改める。

- (7) 申請者が、物件登録者の場合にあつては誓約書（物件登録者用）（別記第6号様式）、利用登録者の場合にあつては誓約書（利用登録者用）（別記第6号の2様式）

別表物件登録者の項第2号を次のように改める。

- (2) 市税等の滞納がないこと。

別表物件登録者の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表利用登録者の項第4号を次のように改める。

- (4) 町内会に加入し、地域の行事等に積極的に参加するよう努めること。

別記第6号様式中「誓約書」を「誓約書（物件登録者用）」に改め、「鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金」の次に「（以下「補助金」という。）」を加え、同様式第3号及び第4号を削り、同様式第5号中「物件登録者については、登録物件が、利用登録者の退去等により」を「利用登録者の退去等により登録物件の」に改め、同号を同様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号の2様式（第6条関係）

年 月 日

誓 約 書（利用登録者用）

私は、鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める下記の補助対象要件に該当すること、及びこれを遵守することをここに誓約します。

また、市長が要綱の規定に違反すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消されても異議はありません。この場合において、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還することをここに誓約します。

記

- (1) 空き家等の所有者等と利用登録者が3親等以内の親族でないこと。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 町内会に加入し、地域の行事等に積極的に参加するよう努めること。
- (4) 補助金の交付を受けた日から3年以上定住すること。

鹿屋市長 様

（署名又は記名押印）

住 所

氏 名

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。